

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第82号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第15条第1項から第3項までの規定による徴収猶予若しくはその」を「第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収猶予若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予をした」に、「第7項」を「同条第7項」に改め、同条第2項中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に、「及び第42条の3第3項」を「、第42条の3第3項及び第43条の4の2第3項」に、「別記第4号様式の2」を「別記第4号様式の2の2」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第15条の2第7項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、別記第4号様式の2によってするものとする。

第14条の2中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。

第14条の3第1項中「及び第42条の3第4項」を「、第42条の3第4項及び第43条の4の2第4項」に改める。

第14条の4を次のように改める。

（換価の猶予の手続等）

第14条の4 第14条第1項の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長の申請をする者について準用する。

2 第14条第2項の規定は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知について

準用する。

3 第14条第3項の規定は、法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項及び法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2の規定による換価の猶予の通知について準用する。

4 前条の規定は、法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項の規定による換価の猶予の取消しの通知について準用する。

第14条の8の見出しを「（担保提供書等）」に改め、同条中「（換価の猶予に係る場合に限る。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 知事又は総合振興局長等は、法第16条第1項の規定により提供を受けた担保を解除した場合には、その旨を納税者又は特別徴収義務者に対して別記第4号様式の8の2によって通知するものとする。

附則第12項中「第14条第2項」を「第14条第3項」に、「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改める。

別記第4号様式その1を次のように改める。

その1

徴収
換価
猶予（期間延長）申請書

納税者又は 特別徴収義務者		住所(所在地)				徴収 換価 猶予（期間延長） を受けようとする理由					
		氏名(名称)									
納付 納入 すべき 徴収金	年度	期別	税目	税額	延滞金額	過小申告 不申告	加算金額	重加算 金額	滞納 処分費	合計	納期限
				円	法律による金 額 円		円	円	法律による金 額 円	円	年 月 日
					法律による金 額 円				法律による金 額 円		年 月 日
					法律による金 額 円				法律による金 額 円		年 月 日
					法律による金 額 円				法律による金 額 円		年 月 日
上記のうち、猶予を受けようとする金額											
猶予を受けようとする期間				年 月 日から 年 月 日まで							
納付 納入 内訳	納付(納入)期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	納付(納入)金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納 税 担 保	担 保 財 産					保 証 担 保			その他		
	種 類	数 量		価 額		所 在		氏 名	住所(居所)		

上記のとおり、徴収猶予（期間延長）の承認を受けたいので申請します。 （根拠法令－ 年 月 日 申請者住所（所在地）氏名（名称） 北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長）様 ㊟	※確定	確認区分	事 実	確認者印
	認 欄	事実により確認した場合		
		証明書により確認した場合		

- 注意 1 提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付してください。
- 2 「徴収猶予（期間延長）を受けようとする理由」欄には、徴収猶予（地方税法第15条第1項の規定によるものに限る。）申請の場合は同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細を、徴収猶予の期間延長（地方税法第15条第4項の規定によるものに限る。）申請の場合は徴収猶予を受けた期間内に当該徴収猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由を、換価猶予申請の場合は徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細を、換価猶予の期間延長申請の場合は換価猶予を受けた期間内に当該換価猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由を記載してください。
- 3 ※印欄は、記載しないでください。
- 4 徴収猶予申請のときは換価を、換価猶予申請のときは徴収を消してください。
- 5 徴収猶予申請又は換価猶予申請の場合は、（期間延長）を消してください。

別記第4号様式の2その1中

納付納入内訳	納付(入)期限	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	摘 要
	納付(入)金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

を

納付納入内訳	納付(納入)期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	摘 要
	納付(納入)金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

に、

納税担保	担保財産	担保証券	担保
	名称 数量 性質 所在地 住所 職業 氏名		

を

納	担	保	財	産	保	証	担	保	その他
---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

税担保	種 類	数 量	所 在	氏 名	住所（居所）

に改め、同様式その6中「徴収猶予」を「徴収換価猶予」に改め、同様式を別記第4号様式の2の2とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の2（第14条関係）

徴収換価猶予（期間延長）申請書等の補正通知書

納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
通 知 の 理 由		
年 月 日に申請のあった徴収換価猶予（の期間延長）については、上記理由により審査できませんので、この通知の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。		
なお、当該期間内に申請書の訂正等がなされなかった場合は、当該期間を経過した日に、当該申請を取り下げたものとみなします。		
（根拠法令－ 年 月 日 北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長） ㊟ （納 税 者 又 は 氏 名 の 氏 名 又は名称）様 特別徴収義務者		

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第4号様式の3中「（根拠法令－地方税法15条の2Ⅱ、144条の29Ⅱ、道税規則14条の2）」を「（根拠法令－
）」に改める。

別記第4号様式の8中「換価の猶予に」を「猶予に」に、「徴収金の換価の猶予」を「徴収金の換価の猶予」に改め、同様式末尾欄外注意2の事項中「換価の猶予を受けるために」を「徴収又は換価の猶予を受けるために」に改め、同注意に次の1事項を加える。

3 不要文字を消して使用してください。

別記第4号様式の8の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の8の2（第14条の8関係）

担保解除通知書

納税者又は 特別徴収義務者		住所（所在地）			
		氏名（名称）			
解除した担保	不動産等	種類	数量	所在	摘要
	保証人の保証	住所（居所）	氏名（名称及び代表者氏名）		摘要
解除の理由					
担保されていた 道税等の内訳					
上記のとおり、先に提供のあった担保について、これを解除しましたので通知します。					
年 月 日					
北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長） 印					
（納税者又は氏名） （特別徴収義務者又は名称）様					

摘要 この通知書は、関係機関に抵当権の設定の解除を嘱託する場合の添付用にも使用するものであること。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の改正規定中「及び第42条の3第3項」を「、第42条の3第3項及び第43条の4の2第3項」に改める部分及び第14条の3第1項の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。